

特定事業主行動計画

宮城県教育委員会特定事業主行動計画策定・実施委員会

I 総論

1 目的

国において、急速な少子化の進行等にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。

また、地方公共団体の教育委員会は「特定事業主」とされ、国が定める行動計画策定指針に即して、「特定事業主行動計画」を策定することが義務付けられました。

宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、職務として次代の社会を担う子どもの健全な育成に取り組むことは当然ですが、ひとつの事業主としての立場から職員の子育てを支援する必要もあることから、学校という職場の特殊性や教育職員の職務の特殊性を考慮し、全ての職員が仕事と子育てを両立することができる環境を整えるため、教育委員会に属する職員を対象として本計画を策定するものです。

教育委員会と職員一人ひとりが、本計画の内容を十分に理解し、それぞれの立場で助け合いながらその実現に努めていきましょう。

2 計画期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限法ですが、本計画はその前半の期間である平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の計画期間とします。

3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、教育委員会に特定事業主行動計画策定・実施委員会を設置しました。
- (2) 教育委員会は、次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施します。
- (3) 本計画の実施状況については、特定事業主行動計画策定・実施委員会において継続的に把握し、その結果や職員のニーズを踏まえて、今後の対策の実施や計画の見直し等を図ります。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 教育委員会は、母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について職員に周知します。
- ② 教育委員会は、出産費用の給付等の経済的支援措置について職員に周知します。
- ③ 各所属は、妊娠中の職員がいる場合は、健康や安全に配慮した業務分担とし、勤務時間を超えて仕事を行うことを減らすように努めましょう。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

教育委員会は、子どもの出生時における父親の特別休暇（5日間）及び年次有給休暇の取得の促進について職員に周知します。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 教育委員会は、研修等において育児休業制度等の制度の説明を行うなど、育児休業の取得手続や経済的な支援等についての情報提供を行い、育児休業制度等について職員に周知します。
また、各所属は、職員が制度を利用しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- ② 教育委員会は、「育児休業Q&A」を作成し、職員へ具体的に育児休業の取得手続や経済的な支援に関する情報提供を行います。

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

各所属は、職員から育児休業や部分休業の取得の申し出があった場合、当該所属において適切かつ速やかに業務分担の見直しを行い、育児休業等の取得を希望する職員がスムーズに育児休業等を取得できるような職場環境づくりに努めましょう。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員がいる各所属は、当該職員に対して、単なる事務連絡にとどまらず、業務上の情報や職場の情報を提供するなど、職員の育児状況に配慮しつつ、連絡を密にし、職員の方からも気軽に連絡を取れるような体制づくりに努めましょう。

- ② 教育委員会と各所属は、職務復帰時における所属のフォローアップ体制の充実に努めます。

エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

教育委員会と各所属は、育児休業をする職員がいる所属の業務について、職員の配置換えその他の方法によっても業務遂行が困難なときは、臨時的任用制度を活用することにより適切な人員を確保します。

オ 育児を行うための早出遅出勤務

教育委員会は、育児を行う職員から請求があった場合に、公務の運営に支障がある場合を除き、始業及び終業の時刻を早める又は遅くすることができる「早出遅出勤務」について職員に周知するとともに、制度の適正な運用に努めます。

(4) 時間外勤務の縮減

ア 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

教育委員会は、小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について職員に周知します。

また、各所属は、小学生の子どものいる職員についても深夜勤務及び時間外勤務を減らすなどの配慮に努めましょう。

イ 事務の簡素合理化の推進

各所属は、当該所属の業務の精選等を行い、適正な業務配分を行いましょう。

ウ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等

各所属の管理職員は、時間外勤務の実態を把握し、時間外勤務に関する認識と意識向上を図るとともに、子育て世代の職員の退庁時間等に配慮しましょう。

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次有給休暇の取得の促進

- ① 教育委員会は、通知等により定期的に、年次有給休暇の取得促進、事務分掌の平準化及び相互応援体制に配慮した職場づくりに努めるよう各所属に周知します。
- ② 各所属は、所属内のそれぞれの部署において休暇計画表を作成するなど、計画的な年次有給休暇の取得の促進に努めましょう。

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 各所属は、職員の子どもの授業参観日及び学校行事等、育児や家庭生活に係る年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努めましょう。

- ② 各所属は、夏季休業中等に年次有給休暇等を利用した連続休暇の取得の促進に努めましょう。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

教育委員会は、職員に看護休暇等の特別休暇制度を周知します。

また、各所属は、看護休暇等を取得しやすい職場づくりに努めましょう。

(6) 特約退職制度の活用

教育委員会は、特約退職制度を利用できる職員に制度の内容を周知するとともに、必要に応じて制度の見直しをします。

(7) 人事異動における配慮

ア 人事異動についての配慮

教育委員会は、常日頃からの職員の健康状態、妊娠中の配偶者等の有無を含め家族の状況等を把握し、人事配置に生かすよう努めます。

イ 宿舍の貸与における配慮

教育委員会は、子育てをしている職員への宿舍の貸与について、仕事と子育ての両立にも配慮するよう努めます。

(8) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

教育委員会は、固定的役割分担意識の是正等に関する研修会、セクシュアル・ハラスメント防止のための研修会や相談・処理体制の充実に努めます。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ① 外部からの来客が多い社会教育施設等は、子どもを連れて来た人たちが安心して利用できる施設環境づくりに努めましょう。
- ② 各所属は、子どもを連れて来た人たちが安心して来所・来校できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を進めましょう。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

各所属は、子どもが参加する地域の活動に、県有の敷地や施設を積極的に貸与するように努めましょう。

(3) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

教育委員会は、ホームページ等から、子育てに関する情報や相談の窓口、家庭教育に関する資料等を紹介し、子育てを支援します。

3 実施時期

この行動計画により行うこととしたこれらの具体的な内容については、教育委員会として平成17年度から取り組みますので、各所属においてもこの行動計画の具体的な内容の実践に協力をお願いします。